

資料4	令和7年7月22日
	第33期青少年問題協議会 第1回定例協議会

UR 都市機構との連携による空き家を活用した居場所づくりについて

1. 事業実施に至った経緯、背景など

近年、家庭や学校、職場といった生活の中で自分の居場所を見出せないと悩む子どもや若者が増加しており、安心して過ごせる居場所の必要性が一層高まっていることから、新たに若者の居場所を創出する。

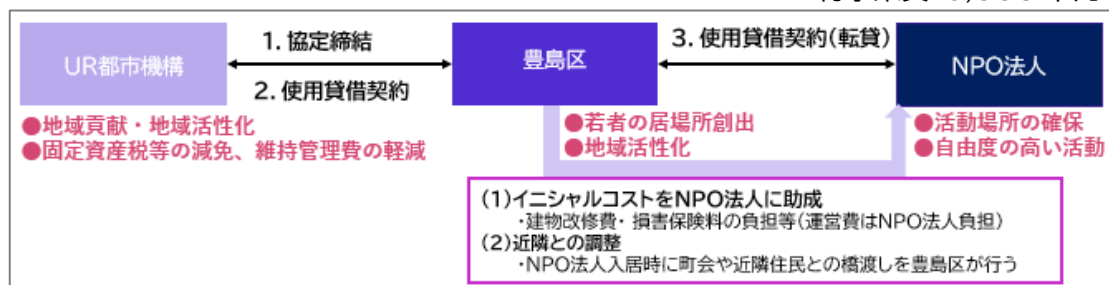
2. 目的

若者の居場所を創出し、困難を抱えた若者に自立や社会参画に向けた安定的で継続した支援を実施するほか、遊休地等の活用により周辺地域の活性化を実現。区の魅力を高め、持続的な発展を目指す。

3. 内容

UR都市機構が保有する土地・建物を区が無償で借り受け、若者支援団体（NPO法人等）に無償転貸する。居場所を運営するNPO法人等に対し賃料は無償とし、改修経費を補助、保険料を区が負担、運営経費はNPO法人等が負担する。今月下旬より、2つの若者の居場所事業がスタートする。

総事業費：6,853 千円



(1)「若者就労支援の拠点」…運営：NPO法人サンカクシャ

- ・様々な困難を抱えた若者に対して、安心できる居場所と飲食店での就労体験の機会を提供
- ・若者と地域住民との新たなコミュニケーションの場を形成
- ・本格オープンする8月までは運営体制の整備、若者への食料支援、関係者に向けた試験営業を実施予定。



(2)「若年妊産婦の生活支援の場」…運営：認定NPO法人ピッコラーレ

- ・2020年6月から運営している若年妊婦の居場所『ぴさら』に続き妊産婦の新たな拠点を整備
- ・ぴさら卒業生や地域で暮らす若年未婚母子等が実家のように安心して立ち寄れる場所を提供
- ・遊びにきたり、休んだり、生活を立て直すための相談などができる場を創出

